

監査報告書

令和4年5月26日

学校法人東京富士大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人東京富士大学

監事 若狭 茂雄 

監事 長沼 三郎 

私たちは、学校法人東京富士大学の監事として、私立学校法第37条3項に基づいて同法人の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上